

医療福祉RMニュース <2022 No.4>

介護事業者におけるBCP策定の要点解説（Q&A）続編

【要旨】

- すべての介護事業者は自然災害・感染症を対象としたBCPを2024年3月末までに策定することが義務化された。策定にあたり、従来の防災計画や感染対策マニュアルとの位置づけの違いや対応体制などに悩む事業者・BCP作成担当者が散見される。
- 弊社では多くの介護事業者にBCP策定の支援を行っており、本稿では前号の続編としてそれら事業者が疑問を有している点について、Q&A方式で解説する。

1. 介護事業者におけるBCP策定の要点（Q&A）

弊社では数多くの介護事業者に対してBCP策定、研修および訓練についてセミナー開催やアドバイス支援を実施している。これらを通じて、介護事業者が既存の防災計画や感染対策マニュアルと自然災害BCP・感染症BCPの違いや作成上のすみわけについて疑問を呈する場合が散見され、それらの関係性の理解が十分ではない状況が想定される。その他にも対応体制や業務量の調整などの照会が多い。

本稿では前号（医療福祉RMニュース No.3）の続編として、令和3年度報酬改定に伴う施設運営基準および厚生労働省老健局より掲示されている「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」（以下、「自然災害BCPガイドライン」と表記）、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」（以下、「感染症BCPガイドライン」と表記）をもとに、BCP策定にあたって検討すべき事項をQ&A形式で解説を行った。

Q1：従来の防災計画と自然災害BCPのすみわけが分かりません。両者の関係性をどのように理解すればよいでしょうか。<自然災害>

A1：

表1に防災計画と自然災害BCPの相違点の概要を示しました。表1内「主な目的」に示したように、防災計画の作成目的は、「命を守る行動をとるための計画」であり、これは自然災害BCPにおいても前提条件となっています。BCPはこれをふまえた上で、「被災時に最低限のサービスを提供し続けられるよう、事前の検討や準備を行い、発災時に迅速な行動がとれるように定める計画」とすることが肝要です。そのため自然災害BCPは、職員・利用者の安全を確保したうえで、「誰が、どのようにサービス提供を継続するのか」を具体的に定めておく必要があります。つまり、自然災害BCPにおける「サービスの継続」は命を守ることが大前提であり、防災計画はBCPの一部であると捉えられます。

表1：防災計画と自然災害 BCP の違い

	防災計画	BCP
主な目的	<ul style="list-style-type: none"> 身体、生命の安全確保 物的被害の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> 身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧
考慮すべき事象	<ul style="list-style-type: none"> 拠点がある地域で発生することが想定される災害 	<ul style="list-style-type: none"> 自社の事業中断の原因となりうるあらゆる発生事象
重要視される事象	<ul style="list-style-type: none"> 以下を最小限にすること <ul style="list-style-type: none"> 「死傷者数」 「損害額」 従業員等の安否を確認し、被害者を援助・支援すること 被害を受けた拠点を早期復旧すること 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に加え、以下を含む <ul style="list-style-type: none"> 重要業務の目標復旧期間・目標復旧レベルを達成すること 経営及び利害関係者への影響を許容範囲内に抑えること 利益を確保し企業として生き残ること

出典：「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」、一部改変

Q2：感染対策マニュアルと感染症 BCP のすみわけが分かりません。両者の記載内容で重複する部分がある場合は、内容をどのように整理すればよいでしょうか。＜感染症＞

A2：

感染対策マニュアルが「施設内での感染症まん延を予防する、クラスターを発生させないための現場での対応策・対応手法を講じること」が目的であるのに対して、感染症 BCP はこれら感染防止対策を講じたうえで、「感染症まん延下において介護サービスを継続するための計画」と位置づけられます。

感染症 BCP ガイドラインでは表 2 の通り、感染対策マニュアル、感染症 BCP 間の記載内容の相違点の概要が示されています。感染対策マニュアルは個々のウイルスの特徴や感染症対策、消毒方法等現場での具体的な対応手法に関する記載が中心です。これに対し、感染症 BCP では現場レベルで判断、対応が困難である組織体制、情報共有体制、業務継続のための対応手順等を整理して記載します。業務継続のための対応方法、対応手順の具体例として、複数の事業を同一施設内で展開している場合における事業休止の判断やサテライト事業所を本部に集約して運営する等が挙げられます。既存の感染対策マニュアルと重複する内容がある場合は、マニュアルの該当箇所を引用したり、参照する形で作成してもよいでしょう。

感染症による業務継続への影響は職員の不足によって生じる部分が大きいため、感染症の種類を問わず共通項となる「職員が不足した場合にどのように業務を継続するのか」を整理することが感染症 BCP において重要な検討事項の 1 つとなります。表 2 左列の感染対策マニュアルにおいて「◎」のついている項目のような、個別の感染症に対する対応手法は、更新頻度が高く、感染症 BCP を作成する上で記載内容が固まりきらない、変更頻度が高いなど、BCP 作成が進みづらくなることも想定されます。感染症 BCP 作成時には、表 2 右列「感染症 BCP」に関して「◎」のついている項目を中心として検討を進めましょう。運用にあたっては、感染対策マニュアルと感染症 BCP の内容が相互に矛盾しないこと、マニュアル・BCP 間で記載すべき事項が抜け漏れなく掲載されているかを管理、整理することが重要です。

表 2：感染対策マニュアルと感染症 BCP の違い

記載内容		感染対策 マニュアル	BCP
平時の取組	ウイルスの特徴	◎	△
	感染予防対策 (手指消毒の方法、 ガウンテクニック等)	◎	△
	健康管理の方法	◎	△
	体制の整備・担当者の 決定	△	◎
	連絡先の整理	△	◎
	研修・訓練	○	◎
	備蓄	○	◎
感染（疑い）者発生時 の対応	情報共有・情報発信	○	◎
	感染拡大防止対策 (消毒、ゾーニング)	◎	△
	ケアの方法	◎	△
	職員の確保	○	◎
	業務の優先順位の整理	×	◎
	労務管理	×	◎

※◎、○、△は違いを分かりやすくするための便宜上のものであり、各項目を含めなくてもよいことを意味するものではありません。

出典：「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」、一部改変

Q3： BCP 作成にあたり、自然災害 BCP と感染症 BCP をそれぞれ独立に作成する必要があるでしょうか。両者をまとめてひとつの BCP として作成することに施設運営基準上の問題はありますか。<共通>

A3：

施設運営基準では、両 BCP 作成について「自然災害 BCP、感染症 BCP を一体的に作成しても差し支えない。」と記載されています。そのため、両者を一体的に作成した場合であっても施設運営基準上の問題ははありません。しかし、自然災害 BCP、感染症 BCP は対応期間や業務継続に対する考え方が異なります。各 BCP ガイドライン、ひな形も独立して別個に作成されていることから、一体的に作成しようとするとかえって作成しづらい、整理すべき論点が混乱してしまう可能性もあります。これから BCP を作成するという場合は混乱を避けるために自然災害 BCP、感染症 BCP をそれぞれ作成することをお勧めいたします。

Q4：BCP 策定が義務化となっているのは法人本部、事業所単位のどちらでしょうか。法人本部で作成していれば個別の事業所単位での BCP は作成する必要はないでしょうか。〈共通〉

A4：

BCP の作成単位は、事業所ごとに作成、配備するよう自然災害 BCP ガイドライン上に記載があります。これは、同一法人内であっても施設の立地によって備えるべき災害のリスクが異なるためです。また、利用者の方の介護度や人数等によって、ケアの継続方法などは異なるでしょう。

感染症 BCP についても同様に、事業所単位での BCP 作成が求められます。事業所によって職員の方の人数や利用者の方の人数は異なります。業務量の調整や利用者の方の状況など、現場の職員の方が把握している事項を BCP に反映し実効性の高い BCP とするためにも、事業所単位での BCP 作成が必要です。

同一法人内に複数の事業所がある場合、本社として災害発生時に各事業所を支援する、あるいは感染症発生時における事業所内での職員の不足を本社側で調整する場合もあり得るでしょう。業務継続に関して全社的に取り組む事項や事業所単位では完結しない調整事項がある場合、施設運営基準上は義務づけられていませんが、法人本部での BCP を別途作成することをお勧めいたします。

Q5：職員の数十分とは言えず、対応体制や各実施班がひな形・記載例のように組織できません。BCP 作成にあたり、対応体制の各組織は記載例のとおり配備しなければいけないでしょうか。〈共通〉

A5：

職員の方の人数が十分ではない場合等、必ずしもひな形や記載例内のすべての実施対応班を配備する必要はありません。対応体制の配備で重要なことは、業務継続に必要な役割を施設・事業所単位で漏れがないように設定することであり、ひな形や記載例はあくまでも BCP 作成の一例となります。施設・事業所の実情に応じて、対応班を合併させるなど必要な対応班が網羅できるように検討しましょう。

事業所の職員の方が数名しかいない場合、対応班を組織すること自体が困難かもしれません。その場合は、ご利用者家族や行政などの連絡窓口担当、ケア継続の検討担当など大括りで担当者を決めておくなど事業者の実態に応じて工夫しましょう。

Q6：ライフラインの被害想定や BCP 発動基準の検討にあたって参考となる資料等がありますか。〈自然災害〉

A6：

被害想定を目安として、施設・事業所の所在地から被害想定を取得できるサイト（重ねるハザードマップ、わがまちハザードマップ¹⁾やJ-SHIS²⁾）を活用しましょう。また、自治体の作成している防災計画やハザードマップもBCP発動基準の検討にあたって参照になります。これらの防災計画やハザードマップは定期的に見直しがなされます。BCPに記載されている情報が常に最新の被害想定となるよう、BCPの見直し時に合わせて自治体の防災計画、ハザードマップを確認し、必要に応じて更新するようにしましょう。

2. 諸計画との位置づけの整理は円滑なBCP策定につながる

本稿では、BCP策定にあたり多く寄せられる疑問点について解説した。BCPの要は「重要な業務を中断させないための計画」であることを常に念頭に置き、既存の防災計画、感染対策マニュアルとBCPの間で共通する部分については該当箇所の参照を促すよう記載するなど、作成負荷を軽減しながら実効性の高いBCP策定に取り組んでいただきたい。既存の防災計画、感染対策マニュアルとBCPの違いを整理することで、必要な検討事項が精査され、BCP策定の見通しが立ちやすくなることにつながる。本稿がBCP策定の一助となれば幸いである。

MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第四部
医療福祉マーケットグループ
高橋 奈々

参考文献

- 1) 重ねるハザードマップ、わがまちハザードマップ
<https://disaportal.gsi.go.jp>
- 2) J-SHIS 地震ハザードステーション
<https://www.j-shis.bosai.go.jp/>
- 3) 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html
- 4) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月）
- 5) 国土交通省 「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」（第1回、令和2年10月7日）、資料4 第1回検討会における意見に対する補足説明
https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/koreisha_hinan/index.html

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。

事業継続マネジメント(BCM)に関するコンサルティング・セミナー等を実施しております。コンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問合せ先、またはあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研株式会社 <https://www.irric.co.jp/>
リスクマネジメント第四部 医療福祉マーケットグループ
千代田区神田淡路町2-105 TEL:03-5296-8976/FAX:03-5296-8941

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2023